

■有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2021年度中間期末			2022年度中間期末		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,300	3,315	15	2,376	2,381	5
	その他	10,000	10,431	431	10,000	10,438	438
	小計	13,300	13,747	447	12,376	12,819	443
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	875	866	△ 8	775	770	△ 4
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	875	866	△ 8	775	770	△ 4
合計		14,175	14,613	438	13,151	13,590	439

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

(単位：百万円)

種類	2021年度中間期末	2022年度中間期末
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	7,385	7,485
関連法人等株式	—	—
投資事業組合出資金	929	866
合計	8,314	8,351

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格のない株式等であります。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2021年度中間期末			2022年度中間期末		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	19,294	8,676	10,617	17,117	8,307	8,810
	債券	314,644	309,318	5,325	140,963	138,457	2,506
	国債	2,496	2,466	29	11,641	11,616	24
	地方債	187,540	184,030	3,509	76,373	74,679	1,693
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	124,607	122,820	1,786	52,948	52,161	787
	その他	91,162	86,000	5,162	33,240	30,351	2,889
	小計	425,100	403,995	21,105	191,321	177,115	14,206
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,169	6,373	△ 1,204	5,481	6,872	△ 1,390
	債券	115,200	115,654	△ 453	334,036	341,011	△ 6,974
	国債	16,041	16,117	△ 75	16,288	17,027	△ 738
	地方債	60,749	60,995	△ 246	200,338	205,155	△ 4,817
	短期社債	5,399	5,399	—	5,999	5,999	—
	社債	33,009	33,141	△ 132	111,409	112,828	△ 1,419
	その他	67,330	68,855	△ 1,524	178,611	195,982	△ 17,371
	小計	187,700	190,883	△ 3,182	518,129	543,866	△ 25,737
合計		612,801	594,878	17,923	709,451	720,981	△ 11,530

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	2021年度中間期末	2022年度中間期末
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	1,320	1,096
非上場外国株式	7	9
組合出資金	—	—
合計	1,327	1,105

(4) 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前中間期における減損処理額は、155百万円(全て株式)であります。なお、当中間期における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 中間期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。